

三郷市地域公共交通活性化協議会設置要綱

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成及び実施に関する協議を行うため、三郷市地域公共交通活性化協議会を置く。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 形成計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 形成計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、委員の互選によりこれを定める。

- 2 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、その会議を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、25人以内をもって組織し、次に掲げる者の中から市長が任命又は委嘱する。

- (1) 市の職員
- (2) 法第2条第2項に規定する公共交通事業者等
- (3) 道路管理者
- (4) 埼玉県吉川警察署長が指名する者
- (5) 公共交通機関の利用者の代表
- (6) 学識経験者

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は原則公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると会長が認めるときは、非公開とする。

(関係者の出席)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し資料を提出させ、又は会議の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の特例)

第9条 第7条の規定にかかわらず、協議が調った事項の軽微な変更をする場合並びに法令及び制度の変更に伴い会議を開会する暇のない場合は、会長は、委員に対し書面による賛否を求めて、会議の決議に代えることができる。

2 前項の規定による決議は、第7条第3項の規定に準ずる。

(幹事会)

第10条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、環境安全部交通防犯課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。